

令和6年度城陽市若者定住奨励奨学金返還支援金 登録者募集要項（令和6年度卒業予定者）

未来を担う若者たちの城陽市への定住を促進するとともに、就職直後の新生活におけるスタートダッシュを経済的に支援するため、大学等を卒業後に就業し、5年以上本市に定住する方を対象に、在学中に貸与を受けた奨学金の返還に対する支援金（城陽市若者定住奨励奨学金返還支援金）の交付を行います。

1 登録者募集対象者

下記の全てに該当する者を募集対象とします。

- ①現在大学等（大学、短大、高专、専修学校（専門課程）、大学院、専門職大学、専門職短期大学）に在学し、令和6年度中に卒業する者
- ②令和7年10月1日から起算して5年以上定住する見込みである者
- ③令和7年10月1日までに正規職員又は所定労働時間が週20時間以上の非正規職員として就業等する見込みである者※就業等には自営業者も含みますが、正規職員である公務員は対象外です。
- ④独立行政法人 日本学生支援機構の第一種奨学金又は第二種奨学金の貸与を受けており、将来返還予定である者

2 登録者募集期間

令和6年8月1日（木）～令和7年1月31日（金）

3 支援の内容

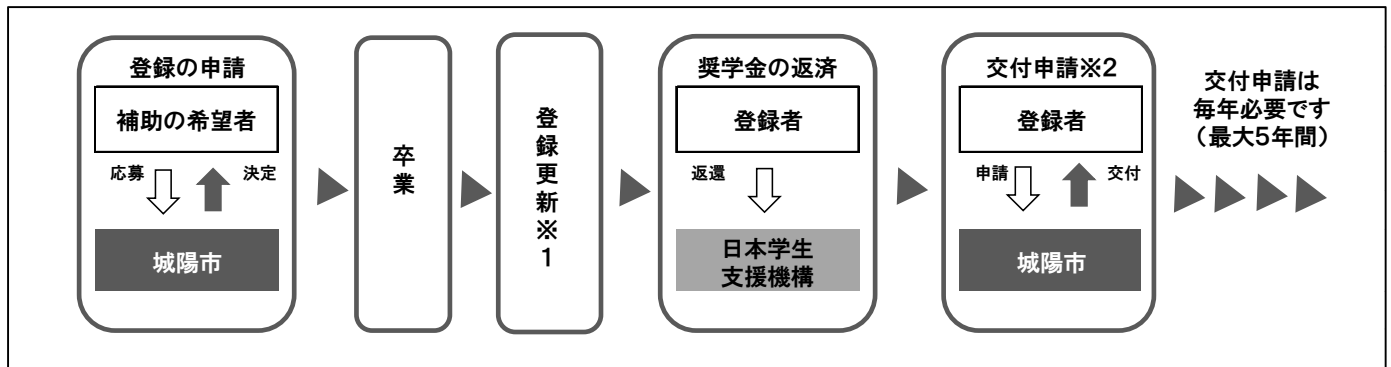
支援 対象 経費	大学等を卒業する年度の翌年度の10月1日から起算して5年間に返還した奨学金額に対して1年ごとに支援します。											
	◎令和6年度登録者の場合…											
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度					
	3月	10月	10月	10月	10月	10月	10月					
卒業	1年目 奨学金の返還		2年目 奨学金の返還		3年目 奨学金の返還		4年目 奨学金の返還		5年目 奨学金の返還			
支援 金額	1年間の奨学金返還額の1／2 上限86,000円／年 ※1円未満の端数は切捨て											

※途中で転居、離職した場合は、その期間までの奨学金の返還額を支援します。

4 登録方法

城陽市ホームページの登録フォームでお申し込みください。

5 支援金交付までの流れ



※1 登録更新

登録の決定を受けた者は、令和7年10月1日までに、市内に定住し、かつ就業等を開始する必要があります。どちらの要件も満たしたときは、**30日以内**に下記の書類を学校教育課教育総務係へ提出し、登録の更新をしてください。

※要件を満たしてから30日以内に提出していただけない場合は、登録を取り消します。

- ①登録更新届（様式第4号）
- ②大学等の卒業証明書
- ③在職証明書（様式第5号）

※自営業者及び第一次産業従事者は、自営業等従事申立書（様式第6号）

- ④住民票の写し
- ⑤日本学生支援機構が発行した貸与奨学金返還確認票

※2 交付申請

次の書類を添えて、1年間に返還した奨学金に係る支援金の交付申請をしてください。

- ①交付申請書兼実績報告書（様式第11号）
- ②在職証明書（様式第5号）※自営業者は、自営業等従事申立書（様式第6号）及び確定申告書等の写し
- ③住民票の写し
- ④日本学生支援機構が発行した奨学金返還証明書及び返還額証明書

※同機構による情報提供システム（スカラネット・パーソナル）にて発行申請が必要です。

※交付申請期間は10月1日から11月末日までです。

※申請時に奨学金及び市税に滞納がある場合は交付対象外となります。

6 その他

- (1) 登録内容等に変更があったときは、速やかにお知らせください。
- (2) 様式については、市のホームページからもダウンロード可能です。
- (3) その他、「城陽市若者定住奨励奨学金返還支援金交付要綱」の規定に従ってください。

7 提出先・問合せ先

城陽市教育委員会事務局 学校教育課 教育総務係

〒610-0195 京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

電話：0774-56-4003 FAX：0774-56-0801

メール：gakko@city.joyo.lg.jp



↑様式についてはこちらより
ダウンロードできます。